

## いわゆる「自閉症施設」の社会的存在意義に関する一考察

### —実践としての「社会福祉」の展開過程にある現場から考える—

○植木是 UEKI, Nao (所属先) 東海学院大学 (会員: 008800)

キーワード: 自閉症施設、社会福祉実践、自閉症施設づくり運動と地域生活支援

**I. 研究目的:** わが国において、自閉症施設は「児童施設」と「成人施設」に大別される。そのなかでも、法定化されてきたのは「児童施設」である(児童福祉法: 第一種自閉症児施設[医療型]、第二種自閉症児施設[福祉型])。一方、「成人施設」は知的障害者福祉法による処遇施策を援用して支援を受けてきた(例えば、主として「知的障害者更生施設[入所]」等)。2005年の障害者自立支援制度と発達障害者支援法の成立により、法の谷間と言われてきた「自閉症児者」への支援が少しずつ明確化されてきたといわれているが、実際の現場・当事者・家族からは相変わらず多種多様な矛盾が待ち受けているともいわれ続けてきている(近年のそのひとつが、いわゆる2013年のDSM-V改訂による「自閉症スペクトラム」概念の普及による現場への影響(混乱含む)、といわれている。)。自閉症児施設が自閉症固有施策としての法定施設から他の障害とともに包括化されてきた現在、自閉症施設(を標榜する施設群)は、今なおなぜ必要とされてきているのか。本稿では、このような問題意識から、以下、考察を深めていく。

**II. 研究方法** (■文献研究 ■質的研究 ■実践研究): 実践研究とする。本稿では、先行研究(文献研究)の分析により自閉症施設の必要性についての妥当性を検討しつつ、とりわけ先進地のひとつであるA県における自閉症施設づくり運動の実践現場における実践事例研究(フィールドワーク、経験運動)から考察を深めていく。

**III. 倫理的配慮:** 事例に関するデータの管理は、十分な秘密保持の配慮を行った。また、事例使用にあたっては、社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドラインに基づき、事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわれない範囲において特定の事例として判別できないように大幅に修正もしくは改変し、また、リアリティを損ねない範囲で匿名化し、本人及び所属関連機関に了承を得たうえで、加工したものである。

**IV. 自閉症施設の実践現場からの支援経過と問題提起:** <sup>1)</sup>中野(2012)は、自閉症支援における専門性には「自閉症支援の専門性と、入所型施設の必要性を分けて考える必要があるのだと思います。」としている。<sup>2)</sup>奥野(2008)は、「入所型施設の必要性」の妥当性に関連して、「わが国で初めての自閉症者施設が開設されたのは1981年ですが、制度的に認知されたものではなく知的障害者の制度を活用したものです。その頃の自閉症の人たちは、『遅れてきた障害児』として制度・施策の谷間におかれていました。一部の人を除いて施設(知的障害者援護施設)入所を断られ、精神病院の閉鎖病棟で薬漬けになるか、在宅で悲惨な状態のままにおかれることが多くみられました。」とし、そのうえで「自閉症支援の専門性」の保障問題について「自閉症の人たちの適切な療育と自立のための拠点として施設づくりがすすめられ、職員配置や支援プログラム、専門性の構築など、制度の不十分なところはそれぞれの施設や法人努力で補ってきています。」としている。また、奥野(2008)は、「利用契約制度の矛盾」として、「措置制度の時代には知的障害の視点からしか支援が得られず、このたびの自立支援法では身体的な介護度によって支援が組み立てられる仕組みで、いずれも自閉症の支援の困難性は注目されていません。さらに契約制度の導入で、手がかかる割に報酬が低い自閉症の人たちは、『契約されない自由』の場に投げ出されてしまいました。」と問題提起している。<sup>3)</sup>柳(2013)は、「私たちが求める支援計画とそのためのシステム」(2013)のなかで①「単に地域移行に視

点をおくのではなく、それぞれのライフサイクルにおける必要性をベースにした個別支援計画に改める。」②「自己決定の尊重を実質的に実現する手だてを探る。」③「支援の質及び義務付けられた会議や記録を実質的に保障するスタッフを正規職員で配置する。」④「事業の括りであらざるを分断せず、総体を視野に入れた支援の仕組みを構築する。」⑤「実践プロセスを定型の枠にはめず、それぞれの事業所の特性を認めていく。」といった課題を提起している。

**V. 考察：「権利としての社会福祉」の視点と施設現場の考え方から：**柳（2004）<sup>4)</sup>は、「大学卒業後、京都の障害児者入所施設等で7年間、施設職員として働いてきたが、そうした日々のなかで〔入所施設を否定的に捉える〕ようになり、出身地の三重県に戻り無認可作業所を立ち上げ」ようになったと語っている。そして、権利としての社会福祉を求める活動と共感・協同・連帯しながら、障害者の解放運動と地域福祉の拠点づくり運動に関わってきた。その実践は、1983年の自閉症施設づくり運動〔第3世代〕へと受け継がれ、2001年の新しい活動主体「れんげの里」の誕生につながり、2002年「自閉症・発達障害支援センター：全国モデル事業化・三重県方式」などへと展開してきている。柳（2004）は、また「親たちはなぜ施設をつくろうとしたのか。やっぱり自分たちが亡きあと、子どもたちがどうなるか、その心配がいつもベースにあるんですね。それと、自閉症の特殊性に配慮した施設がほしいというのがあります。子どもの場合は自閉症児施設という区分があるのですが、成人施設にはないのです。」と語っている。その流れで柳（2004）は、同志の事務局長三浦が施設建設にあたり「管理しにくい施設にしよう」「職員が管理しやすいということは、施設の利用者が生きにくいことなのだ」と語ってきたことを紹介している。また、設計図作成にあたり、中（三重大建築学科名誉教授）が親との話し合いのなかで「要は普通にしたらいいんだね」と語ったエピソードを紹介している。「鍵をかけない」「個室ケア」「マジックミラーはいらない」「白衣はいらない」といった考えのもと、いかに「ふつう」が「自閉」への配慮を保障していくかという柳の思想と既存施設への挑戦と実践的課題が汲み取られるのが、柳（2004）「[■自閉に対する配慮より、人に対する配慮を]」での語りである。

**VI. 今後の活動展開に向けて：**例えば、現場性と当事者性と専門性の関係性に関連して、立岩

表1. 「重度の自閉症をもつ子どもの親のこぼし」

「私たちは、ゆりかごから墓場までというものを入所施設に期待しているわけではありません。本当にその子のためになるのなら、施設から出すという決心をして親とやりあうぐらいのサポーター（支援員）になってくれたらいい。『れんげの里』は子どもたちがこの先自分たちの力で生きていける、そのための場であって、気持ちよくゆりかごのように暮らして、そのまま墓場に行くような施設にしたくない。絶対にあの子たちは社会で生きられるはずだと思うんです。」

（2014）は次のようにいう。「・・・むしろ三者は関係し合っている、させられ合っているのだが、すべてをいっしょにしながら書いていくことはできないから、さしあたり分けて、順番に見ていく。なぜそんなことをするのか。一つには、

社会運動やある種の「学」が言ってきたことと「本人」たちが語ることに食い違いのようなものがあるように思えるのだが、そのことをどう考えたらよいのかと思った。ただこれは「理論的」な関心ということになるだろう。もちろん関心のない人には関係のないことだ。ただ私はそのことを考えていくと「実践的」な方向にもつながっていくとも思う。」。今後の課題としては、表1からの学びから、そのつながり・接面が（「家族」という当事者性に限界はあるものの）垣間みられることができる、と考えられる。

**VII. 謝辞：**本研究にあたり、ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

**参考文献：**・1) 2) 『自閉症・施設研究会資料』2010-2016、・3) 『三重県知的障害者福祉協会研究報告』2014、・立岩真也『自閉症連続体の時代』2014、みすず書房、・4) 小澤勲・土本亜理子『物語としての痴呆ケア』2004、三輪書店